

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 随意契約の相手方の決定

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○
〃

○
〃

○
〃

○ 公共測量の実施

00

○ 開港午可受計之開港行為之関する工事

○
E
7

 $\frac{r_1}{r_2}$

C

C
JC
”

【人事委員会】

○令和六年度岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

” ” ”

建築指導課

〃 監理課

” ” ”

課
環境管理課
經營支援課

中山間・地域振興

目次

担当課（室）

令和6年9月6日 岡山県公報 第12632号

〔四六八〕国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	令和四年六月 、 令和五年十一月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	新見の一部	令和六年九月二日
新見市	令和四年六月 、 令和五年八月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	高尾の一部	令和六年九月二日
新見市	令和四年六月 、 令和五年九月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	大佐田治部 の一部	令和六年九月二日
新見市	令和四年六月 、 令和五年十二月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	哲西町矢田 の一部	令和六年九月二日
倉敷市	令和四年四月 、 令和六年一月	倉敷市の地 籍図及び地 籍簿	児島小川六 丁目の一部 及び児島小 川七丁目の 一部	令和六年九月二日
高梁市	令和四年六月 、 令和六年二月	高梁市の地 籍図及び地 籍簿	松山の一部 （松山D地 区）	令和六年九月二日
真庭市	令和四年四月 、 令和六年三月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	蒜山下和の 一部	令和六年九月二日
真庭市	令和四年四月 、 令和六年三月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	勝山の一部	令和六年九月二日

真庭市	真庭市	真庭市
令和六年二月 、 令和四年四月	令和六年二月 、 令和四年四月	令和六年三月 、 令和四年四月
真庭市の地 籍図及び地 籍簿	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	真庭市の地 籍図及び地 籍簿
延風の一部	赤野の一部	小童谷の一部
令和六年九月二日	令和六年九月二日	令和六年九月二日

令和6年9月6日 岡山県公報 第12632号

〔四六九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県大気汚染常時監視システムの更新及び保守管理業務
- 二 契約期間
令和六年八月七日から令和十二年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県環境文化部環境管理課
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年八月七日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社コベルコE&M
兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目五番二二号
- 六 契約金額
一月当たり六九一、二九二円（うち消費税額及び地方消費税の額六二、八四五円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔四七〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一―番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 有限会社フォートランドトクナガ

住所 広島県福山市松永町四丁目一―番一三号

代表者の氏名 代表取締役 徳永 雅俊

（変更後）名称 有限会社フォートランドトクナガ

住所 広島県福山市松永町四丁目一―番一三号

代表者の氏名 取締役 徳永 雅俊

4 変更年月日

令和六年八月九日

二 届出年月日

令和六年八月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社マルタカ・サンクス

住所 埼玉県富士見市水子四九三六番地一号

代表者の氏名 代表取締役 中村 誠

（変更後）名称 株式会社マルタカ・サンクス

住所 埼玉県富士見市水子四九三六番地一号

代表者の氏名 代表取締役 山本 耕

4 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年八月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社亀井眼鏡店

住所 津山市堺町一番地

代表者の氏名 代表取締役 亀井 成光

（変更後）退店のため削除

4 変更年月日

令和五年九月二十日

二 届出年月日

令和六年八月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将某角五六番地二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 普

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

(変更後)

ア 名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 普

イ 削除

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

(変更後)

ア 名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 普

イ 削除

4 変更年月日

令和六年三月一日ほか

令和6年9月6日 岡山県公報 第12632号

二 届出年月日

令和六年八月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市松山地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年八月二十六日から 令和七年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔四七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市岩田及び河本地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和六年八月二十六日から同年十一月二十九日まで

〔四七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字西村一六一番二二、一六三番三、一六四番二、一六五番一、一六六番一、一六六番一四、一七一番四、一六六番一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市奥坂六一八番地二

株式会社テクノス

代表取締役 藤井 範之

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月七日岡山県指令建指第四〇九号

令和6年9月6日 岡山県公報 第12632号

〔四七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四一三番七、四一九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目二番地二グランメールK一〇二号

田中 康夫

田中 恵美

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月四日岡山県指令建指第一〇〇号

〔四七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字赤坂四三五番六、四三六番六、四三六番八、四三六番九、四三七番

一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市酒津二四五七番地一シヤルマンB一〇三

渡邊 昌人

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月二十二日岡山県指令建指第一七八号

令和6年9月6日 岡山県公報 第12632号

〔四七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三九一番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市四十瀬三番地五サシク・リオンD棟一一〇号室

高本 智之

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十九日岡山県指令建指第九〇号

◎岡山県人事委員会公示第九号

令和六年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和六年九月六日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
土 木	十四名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
林 業	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
建 築	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
(2) 平成十五年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするものの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者につ

1 行う。

1 第一次試験

(1) 職務能力試験

試験区分にかかわらず、基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
畜産	家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四

試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和六年十月二十七日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和六年十一月十一日（月曜日）から	岡山市中区古京町一丁目七番三六号

同月十四日（木曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山県庁分庁舎
令和六年十一月二十八日（木曜日）から同年十二月三日（火曜日）までのうち一日（第二次個別面接受験対象者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	

五 合格者の発表
岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第一次試験	令和六年十一月六日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十二月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
 - (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇七、四〇〇円である。
 - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和六年九月六日（金曜日）から同年十月四日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。